

相続実務ノート NO.10

(2007年3月17日)

「借金と相続」

～相続が発生した時のアドバイス～

株式会社 三商

小平市花小金井南町1-14-24

Tel.042-467-2155 Fax.042-467-2157

メール sansyo@trust.ocn.ne.jp

URL <http://www.souzokusoudan.net>

借金を残したまま相続が始まる 경우가多くあります。自営業や中小企業の社長さんが亡くなった場合は、奥さんやお子さんから相談を受けます。独身の息子さんになくなった場合は、親・兄弟からの相談となります。多額の借金があることが分かっているケース。なんとなく借金がありそうだというケース。話を聞くうちに借金がありそうだと思うケースといろいろです。相続人は、どうしたらいいのか、この先どうなるのかわからず不安な気持ちで相談に来ます。そんな時、次のようなアドバイスをします。

①「うかつに相続財産に手をつけないでくださいね」

真っ先にこのこと伝えます。簡単なことですが、とても重要です。うかつに相続財産に手を付けると、法定単純承認とみなされて、もはや相続放棄も限定承認もできなくなります（NO.8をご覧ください）。

②「まず、相続財産の調査をしましょう」

プラス財産は分かりやすいのですが、借金の存在はなかなか分かりません。土地・建物の登記簿謄本（全部事項証明）・借用証書・支払領収書・ATMでの振込控え・請求書などで調べます。しかし、書類は家族に見つからないように破棄してしまうことも多く残されていません。現在は、銀行系・信販系・消費者金融系の各個人情報センターに照会して、情報の開示を求めることが有力な方法です。ただし、全ての借金が分かるわけではありません。特に、保証人になっている場合は、主たる債務者が債務不履行になるまで分からないので大変です。もし保証人になったら、必ず保証契約書の控えを残してください。

③そこで重要なのが、「3ヶ月以内に借金の調査ができなければ、必ず“期間延長”の申立てをしましょう」というアドバイスです。債権者は、債務者の死亡を知ると直ちに請求するか、意図的に3ヶ月待ってから請求します。通常は3ヶ月経過すれば動き出すので、借金の存在も分かります。また、合理的理由があれば、期間延長の“延長”もできます。実務上は、再々延長まで、期間は最大1年間まで認められる可能性があります。この“期間延長”は、有効に活用

すべきポイントです。

④「どんなに借金があっても全て引継ぐ覚悟なら、何の手續もいりません」
相続開始を知って3ヶ月たてば、自動的に単純承認したことになるからです。

⑤「相続するプラス財産がなければ、念のため“相続放棄”の申述をしておきませんか」

わずかなハンコ代だけしてもらい、相続分ゼロの遺産分割協議書に署名・捺印し「オレは、相続放棄した」と言う人がいます。しかし、これは法律上の相続放棄ではありません。法律上の相続放棄は、家庭裁判所に相続放棄の申述書を提出することです。受理されてはじめて、相続人でなかった効果が生じます。相続分ゼロの遺産分割協議書では、依然として相続人であることに変わりありません。そのため、借金があれば法定相続分で借金も相続していることになるので注意が必要です。

⑥借金が明らかに過大なら、「相続放棄ができますよ」と勧めます。

ただし、相続放棄すると相続順位が変わります。その結果、後順位の親や兄弟姉妹（おじ・おば）を巻き込むこととなります。その影響への配慮が重要なポイントになります。

⑦プラス財産もあるが借金も多い。ただ、その額が分からない場合、「限定承認という方法があります」とアドバイスします。相続放棄による順位変更の影響を防ぐために限定承認を選択する場合があります。ただし、限定承認はとても合理的な制度ですが、手續が面倒なうえ、税務上の問題もあります。選択に当たっては、必要性やメリットの見極めが大切です。

⑧借金も多いが、どうしても残したい財産がある場合、「思い切って限定承認し、“先買権”を行使する価値がありますよ」とアドバイスします。この“先買権”こそが、限定承認の最大のメリットです。

相続発生前は、いろいろな相続対策が可能です。しかし、相続が発生してしまったら、方法は①単純承認 ②相続放棄 ③限定承認 の3つしかありません。適切な選択のためのアドバイスが重要です。その際、「どうなるといいのか」相続人の心の中を的確につかみ引き出すことが大切です。

（文責：内藤 雄）